

サービス提供の標準的な流れ

事業対象者

要支援Ⅰ

要支援Ⅱ

地域包括支援センター職員の訪問

担当者から説明を受けて、地域包括支援センターとの契約の手続きを行う。

地域包括支援センターまたは委託先の居宅介護支援事業所

- Ⅰ アセスメント** 担当者が自宅を訪問し、利用者の状況把握、課題分析を行います。
- Ⅱ 介護予防サービス・支援計画等原案の作成**
- Ⅲ サービス担当者会議の開催** ※利用するサービスによって省略する場合があります。
利用者・家族・サービスを担当する担当者を加えて介護予防サービス・支援計画の原案の検討を行います。
- Ⅳ 利用者への説明・同意**
- Ⅴ 介護予防サービス・支援計画等の確定・交付**

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA・B

サービス提供事業所

利用者と連絡を取り、実施状況に応じてサービスの調整を行います。

アセスメント

個別サービス計画

サービスの利用

評価

介護予防ケアマネジメントC

一旦、マネジメントは終了となります。今回のマネジメント結果を基に自己管理に努めましょう。

ご自身の状況が変わったときや、困りごとが出来た時は地域包括支援センターへご連絡ください。

目標達成度を評価・再アセスメント

一般高齢者

事業対象者

要支援

要介護

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

1. 事業の目的および運営の方針

「あなたの暮らし、あなたらしい生活を一緒に考えます」

- (1) 利用者の意向を尊重しながら、利用者の心や体の状況に応じて、できる限り在宅で自立した生活を送れるよう援助を行います。
- (2) 介護予防サービスや保健・医療サービスをはじめ、さまざまなサービス提供者との連携により在宅での生活を支援します。

介護保険法一部抜粋

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2. 事業所の概要

名 称	佐賀市金泉地域包括支援センター
所 在 地	佐賀市金立町大字千布 2991 番地 1
管 理 者 名	石橋 信親
電 話 番 号	0952-71-8100
F A X 番 号	0952-71-8101
事業の実施地域	佐賀市金泉中学校区域内 (金立町・久保泉町)
事業所指定番号	4100100082
指 定 年 月 日	平成 18 年 4 月 1 日

3. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

4. 職員の職種、人員および職務内容

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1 名	管理・指揮業務
介護支援専門員	1 名以上	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
その他の職員（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等）	3 名以上	チームアプローチによる支援 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

5. 提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- （１）介護予防サービス・支援計画等を作成します。
- （２）サービス事業者等との連絡調整を行います。
- （３）利用者に対して相談援助を行います。

	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント		
		A	B	C
アセスメント	○	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	○	—
サービス担当者会議	○	○	△	—
利用者への説明・同意	○	○	○	○
プラン等の確定・交付	○	○	○	ケアマネジメント結果等記録表交付
サービス利用開始	○	○	○	○
モニタリング	○	○	△適宜	—
マネジメント費	442 単位/月※	442 単位/月※	425 単位/月※	425 単位/月

【上記※への加算】 初回加算：300 単位/月 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント A・B
委託連携加算：300 単位/月 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント A

介護予防支援、介護予防ケアマネジメントについての利用者の自己負担はありません。

ただし、介護保険料を滞納された場合は、国が定めた範囲内で負担していただくことがあります。

6. 事故が発生した時の対応

介護予防支援または介護予防ケアマネジメント提供中に利用者に事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡を行うなど必要な措置を講じます。

また、必要に応じて保険者である佐賀中部広域連合に報告します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護

業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。このことは、契約が終了した後も同じです。利用者や家族の個人情報をサービス担当者会議、地域ケア会議で用いる場合や介護予防サービス事業者等の関係機関に提供する場合は、あらかじめ文書によって同意をいただきます。

8. 業務の一部委託

利用者の了解を得られた場合は、業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。委託する場合は、委託先の居宅介護支援事業所名を通知します。

委託した場合は、当事業所の担当者に代わって委託先の居宅介護支援事業所の担当者が介護予防支援または介護予防ケアマネジメントのサービスを提供します。

9. 利用申し込みから支援、評価までの流れ

裏面「サービス提供の標準的な流れ」をご覧ください。

1 0. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者等の人権の養護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。

(責任者：佐賀市金泉地域包括支援センター 管理者)

1 1. ご利用にあたっての注意事項

- (1) 介護予防サービス・支援計画等策定にあたっては、常に利用者の主体的な参加が重要ですので、担当者は複数のサービス事業者を紹介するとともに、事業者選定の理由を説明します。また、利用者からも複数のサービス事業者の紹介や事業者選定の理由を求めることができます。
- (2) 利用者にお渡しした介護予防サービス・支援計画書等と異なる事業者のサービス利用やサービス内容の変更を希望する場合は、必ず担当者にご連絡ください。
- (3) 要支援認定の更新及び変更申請を希望する場合は、担当者にご連絡ください。
- (4) 利用者が医療機関に入院される場合は、治療や退院後の支援が円滑に実施できるよう、担当職員の氏名及び連絡先を医療機関に伝えてください。担当職員の連絡先（名刺等）を健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・お薬手帳等と合わせて保管して頂きますようお願いいたします。
- (5) 事業者が交付する支援に関する書類は、利用者の介護予防に関する大切な書類です。契約書とともに大切に保管してください。

1 2. ご利用にあたっての禁止事項

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為。
- (3) 職員の同意なく、職員の写真や動画を撮影または録音等を実施し SNS 等に掲載すること。

1 3. サービスについての苦情・相談の連絡先

相談窓口担当	佐賀市金泉地域包括支援センター 管理者 石橋 信親
連絡先	佐賀市金立町大字千布 2991 番地 1 TEL：0952-71-8100 FAX：0952-71-8101
受付日	月曜日から金曜日 ただし、12月29日から1月3日までは除く。
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで

佐賀県国民健康保険団体連合会	佐賀県呉服元町7番28号
介護保険課	TEL:0952-26-1477 FAX：0952-26-6123
佐賀中部広域連合	佐賀市白山二丁目1番12号
給付課	TEL:0952-40-1131 FAX：0952-40-1165